

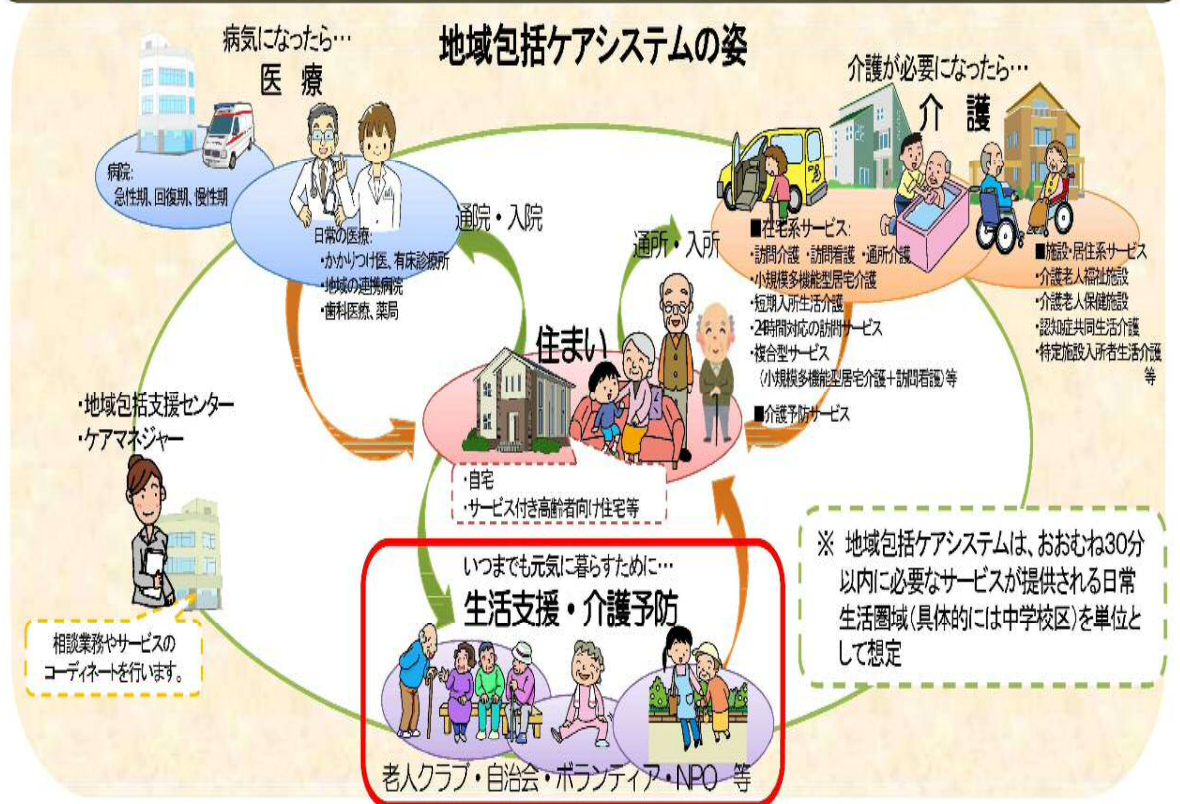
# 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

介護保険法の改正により、全国一律のサービスである介護予防給付の「訪問介護」「通所介護」と市町村が独自に実施する地域支援事業の「介護予防事業」が再編成され、地域支援事業において「介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）」として実施することとなりました。（平成27年4月から平成29年4月までに実施）

光市においては、総合事業を地域包括ケアシステム推進のための取組みの一つと位置付け、要介護状態の予防と自立に向けた支援、多様な生活支援体制のある地域づくりの推進のために、平成29年4月から実施します。

総合事業では、介護事業所だけでなく、民間企業やボランティア、地域住民等の多様な担い手が、多様なサービスを提供することが可能となります。

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



# 総合事業実施の背景

## 1 要支援・要介護者の増加

平成37年には、団塊の世代が75歳を超える。

〔本市の人口推計(75歳以上)〕

H29 : 8,846人 ⇒ H37 : 11,010人

## 2 生活支援ニーズの増加

高齢者の増加、単身世帯・高齢者のみの世帯の増加に伴い、生活支援ニーズの増加と多様化が予想される。

## 3 専門職の人材不足

生産年齢人口の減少により、介護サービスの担い手が大幅に不足する。

まとめると

対象者は増える ・ ニーズも増える ・ 担い手は減る

どうすればよいか

多様な担い手による多様なサービスの創出

高齢者の主体的な介護予防への取組み(社会参加)の推進

総合事業の実施

その結果

サービスの多様化により効果的な自立支援と人材不足の解消につながる

サービス応じた単価と元気な高齢者の増加により費用負担が少なくなる



